

提 供 日 2026/10/23
タイトル 狩猟解禁日パトロールの実施
担 当 くらし・環境部環境局自然保護課
連 絡 先 自然保護・管理班
TEL 054-221-2719



幸福度日本一の静岡県

11月の狩猟解禁に伴い 県下一斉パトロールを実施します

県では、本年の狩猟解禁日において、県警の協力の下、県自然保護課、県農林事務所、県鳥獣保護管理員、市町等により、県下一斉パトロールを実施します。

1 狩猟の解禁日

- 11月 1日（日）イノシシ及び二ホンジカのみ（わな猟、銃猟）
- 11月15日（日）全面解禁（網猟、わな猟、銃猟）

2 パトロールの実施日

- 11月 1日（日）・11月15日（日）ともに午前中

3 実施場所

狩猟者が訪れることが予想される地域、鳥獣保護区など狩猟に制限がある地域 等

4 実施方法

7つの農林事務所ごとに複数の班を編制し、巡回。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）の遵守状況を見回るほか、狩猟者に対して声掛けやチラシ等による注意喚起、啓発を行う。

（捕獲禁止場所や禁止猟法で狩猟をしていないか、無登録で狩猟していないか など）

※ 巡回体制は各農林事務所で調整中。

5 問合せ先

具体的な時間や場所については、各農林事務所にお問い合わせください。

管轄地域	問合せ先	電話番号
下田市、賀茂郡	賀茂農林事務所 森林整備課	0558-24-2082
沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡	東部農林事務所 森林整備課	055-920-2169
富士宮市、富士市	富士農林事務所 森林整備課	0545-65-2203
静岡市	中部農林事務所 森林整備課	054-286-9061
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡	志太榛原農林事務所 森林整備課	054-644-9243
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡	中遠農林事務所 森林整備課	0538-37-2301
浜松市、湖西市	西部農林事務所 森林整備課	053-458-7235

<参考>

○狩猟ができる者

狩猟免許を有する者で、静岡県知事により今年度の狩猟者登録を受けた者

※狩猟免許の種類…「わな猟」「第一種銃猟（ライフル銃、散弾銃、空気銃）」「第二種銃猟（空気銃）」「網猟」

○狩猟期間（静岡県の場合） ※鳥獣保護管理法に基づき設定

令和8年11月15日（日）～令和9年2月15日（月）

なお、イノシシとニホンジカに限り、前後に期間を延長し、

令和8年11月1日（日）～令和9年3月15日（月）

○狩猟できる鳥獣（46種）

イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンなどの獣類20種

キジバト、マガモ、スズメなどの鳥類26種

※狩猟鳥獣の中には、県内で生息が確認されていない種（例 ミンク）や捕獲が自粛されている種（ツキノワグマ）もある。

※ドバトやニホンザル、カモシカなどは狩猟できない種。

○狩猟できない場所

鳥獣保護区、公園、公道、寺社、墓地など

○猟銃の使用に関する制限

日の出前、日の入り後の発砲は禁止。

人や家が集まっている場所での発砲は禁止。

弾丸の到達するおそれのある人や建物に向かった発砲は禁止。

○野生鳥獣の捕獲禁止の原則

鳥獣保護管理法により野生鳥獣の捕獲は原則禁止されており、例外として認められるケースは主として次の二通りである。

・狩猟者による狩猟 …免許を有し、登録を受けた者が、期間内に可能区域内で行う狩猟鳥獣の捕獲。

・許可を得て行う捕獲…学術研究や農林水産業被害防止などの目的での捕獲。
期間は最小限、目的に応じ非狩猟鳥獣も可。必要性が認められれば狩猟制限区域でも捕獲可。

<資料>

○昨年度の静岡県での狩猟者登録状況

	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	計
県内狩猟者	26人	2,280人	1,702人	61人	4,069人
県外狩猟者	0人	66人	616人	10人	692人
計	26人	2,346人	2,318人	71人	4,761人

○昨年度の狩猟期間中に捕獲された主な鳥獣

鳥類	ヒヨドリ	カモ類	キジバト	その他	鳥類計
狩猟羽数	1,357羽	1,085羽	833羽	810羽	4,085羽
獣類	ニホンジカ	イノシシ	タヌキ	その他	獣類計
狩猟頭数	5,710頭	2,436頭	240頭	442頭	8,828頭

参加者募集告知

催事等の当日取材

実施事業等の紹介

調査結果等の公表

